# 令和7年度 「設計業務等の品質確保対策及び 入札契約方式等の改善」重点方針

# 《関東方針》

# <関東方針について>

関東方針につきましては、本省重点方針(二重□囲い)に対し、<u>関東地整における取組状況・特色(本</u> 省通知との違い及びR7新規等)を関東方針として分かるようにしたものです。

関東地整における業務での品質確保対策や入札契約方式等の改善に関し、全ての取組を網羅するも のではありません。

また、参考として、取組に関係する法律や指針、基準、ガイドライン、要領等が掲載されているアドレス、参考情報(用語の補足等)を記載しましたので、取組の参考にしていただければと思います。

他に、『働き方改革』『生産性の向上』『工事・業務の品質確保』の取組を支援する整備局独自のプランを公表(R4.6.24記者発表)した「地域インフラサポートプラン関東2022」において、入札契約・適正な工期確保・災害時の緊急対応・BIM/CIM活用等についての取組が記載されておりますので、あわせて参照願います。

地域インフラサポートプラン関東 2022:

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html

※(赤字)関東方針、(青字)法律・ガイドライン、関連通知等

# < 目 次 >

1. 目的 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 業務の計画的な発注 ・・・・・・・・・ 2
3. 適切な入札・契約方式の選定 ・・・・・・・ 3
4. 条件明示の徹底 ・・・・・・・・・・・ 4
5. 適切な履行期間の設定 ・・・・・・・・ 5
6. 業務スケジュール管理表の活用 ・・・・・・・ 6
7. 履行期限の平準化 ・・・・・・・・・ 7
8. 事業促進 PPP 等の活用 ・・・・・・・・ 9
9. 合同現地踏査 ・・・・・・・・・・・10
10.業務環境の改善に向けた取組 ・・・・・・・・11
11. 設計成果の品質確保 ・・・・・・・・・・12
12. 災害時の対応 ・・・・・・・・・・・13
13.BIM/CIM 原則適用 ・・・・・・・・・・14

<sup>※</sup>本省重点方針の目次構成

#### 1.目的

設計業務等の発注、履行、納品にあたり、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」という)及び「発注関係事務の運用に関する指針(以下、「運用指針」という)の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質・信頼性の向上を目指す。

# 【関東方針】

本省重点方針と同様。

# (法律・ガイドライン等)

- ✓ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(令和元年6月14日一部改定) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC1000000018\_20190614\_501AC1000000035
- ✓ 「発注関係事務の運用に関する指針」(令和2年1月30日改定)
  国交省HP: https://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyousshishin.pdf

#### 2. 業務の計画的な発注

- ○事業の進捗状況を踏まえ、適切な業務発注時期や履行期間の平準化にも配慮しながら業務の計画的な 発注を行う。
- ○その際、履行期間が 1 年に満たない業務であっても、平準化国債を活用するなどして発注時期や納品時期が繁忙期と重ならないよう工夫する。また、実施計画承認後に生じた事由により、当初の計画どおり執行できないことが明らかになった場合には、機動的国債を積極的に活用する。

# 【関東方針】

# 本省重点方針と同様。

※適切な業務発注時期や履行期間の平準化の具体的取組については、「7. 履行期限の平準化」で記載。

#### 3. 適切な入札・契約方式の選定

- ○発注方式にプロポーザル方式及び総合評価落札方式を選択する場合は、「建設コンサルタント業務等に おけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(令和 5 年 3 月一部改定)を参考 に手続きを実施する。
- ○なお、働き方改革や若手・女性技術者の活用・育成、品質・生産性向上等のために実施している様々な 入札契約方式の試行について、上記ガイドラインに参考資料としてとりまとめているので、適宜活用 し、活用した場合はPDCAに基づく検証を行うものとする。
- ○また、「技術提案簡素化型総合評価落札方式等の試行について」(令和 6年4 月24 日付 国技建調第 4号)により、技術提案簡素化型、地域貢献度評価型、次代担い手育成型については、全国的な取組としての試行を引き続き実施する。
- ○地域の担い手確保の観点から、管内の受注状況を把握し、業務内容に応じて指名の技術審査基準や地域要件を見直すなど、適切な入札・契約方式の選定に努める。また、「地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行」(令和 7 年 3 月 14 日付国技建調第 7 号)により、総合評価落札方式及びプロポーザル方式の一部において、地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行を引き続き実施する。
- ○国土交通省登録資格の活用を促すため、「国土交通省登録資格との組合せ評価について(試行)」(令和7年3月14日付国技建調第6号)により、組合せ加点の試行を引き続き実施する。

#### 【関東方針】

本省重点方針と同様。

関東としてのR7新規・見直しの取組(入札契約方式)(本省重点方針との違い等)

【新規】 <担い手の確保・育成の取組(ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価) > ※R7.8.1~

・建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する取組を新設。

【新規・見直し】 <担い手の確保・育成の取組(若手・女性技術者の活躍を評価)>※R7.8.1~

- ・令和6年度より「若手・女性技術者奨励賞」が創設されたことを受け、建設工事等で活躍されている若手・女性技術者を評価する取組を新設。
- ・管理技術者に若手を配置した場合の評価について、対象年齢を段階的(35歳以下、及び40歳以下) な評価に見直し

【見直し】 <担い手の確保・育成の取組(新規契約の有無を評価)>※R7.8.1~

・総合評価落札方式(簡易型1:1)の実施能力評価拡大型において、新規参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」の評価を設定。

#### (法律・ガイドライン等)

✓ 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」 https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

#### 4. 条件明示の徹底

- ○条件明示の徹底を、全ての詳細設計業務において原則実施する。
- ○明示する条件が適正であるか確認することが有効と判断される業務を対象に、確実な条件明示のための体制として、「条件明示ガイドライン(案)」(平成26年9月)に基づき、「設計業務の条件明示検討会」等を開催し、明示すべき設計条件について確認するものとする。
- ○条件明示チェックシート(案)は予備設計段階で、基本的に予備設計の受注者が作成する。また、発注 者は詳細設計発注前に、作成された条件明示チェックシート(案)を確認し、①基本的な設計条件・計 画条件の確認、②関係機関との調整実施の確認、③貸与資料の確認を行い、詳細設計業務の発注時にお いて必要な設計条件等を受注者へ確実に明示する。
- ○条件明示チェックシート(案)が活用できる工種については、積極的に活用し、条件明示ガイドライン (案)に基づき特記仕様書への適切な記載を確実に行う。
- ○入札公告時における資料として条件明示チェックシート(案)を提示することを試行として取り組む。
- ○なお、詳細設計業務における条件明示チェックシート(案)の活用状況や入札公告時における資料として条件明示チェックシート(案)を提示することについて、本省への報告を求めるので留意する。報告方法については、別途通知する。

#### 【関東方針】

以下、赤字以外は、本省重点方針と同様。※条件明示とは、設計条件の明示のこと。

- 条件明示の実施のポイント(緑字:補足事項等)
- <条件明示(設計条件)の対象業務>
  - ・全ての詳細設計業務。
- <条件明示チェックシート>
  - ・作成・提示の対象業務は、以下の詳細設計業務(全て修正設計・補修設計含む)。
    - ○道路 ○橋梁 ○樋門・樋管 ○排水機場 ○築堤護岸 ○山岳トンネル ○共同溝 ○砂防堰堤
  - ・作成は、予備設計にて行うことが原則。<u>作成されていない場合は、発注者が作成する</u>。
  - なお、予備設計と詳細設計を同時に同業務内で実施する業務の場合も、発注者が作成する。(条件明 示ガイドライン (詳細設計) (案) に記載されています)
  - ・初回打合せ時に提示する。
- <設計業務の条件明示検討会>
  - ・条件明示チェックシートの内容の確認については、条件明示検討会の開催を基本とするが、当局の現 状を踏まえ、入契委員会や発注審査会、設計積算審査会等での確認でも可。

(内容確認を確実に実施すること)

- <入札公告時における条件明示チェックシートを提示する試行> (R1より試行中)
  - ・各事務所1件の実施。
  - ・実施結果、活用状況の報告。
  - ・予備設計等で作成済みの業務であれば実施可能と考えている。

# 5. 適切な履行期間の設定

- ○詳細設計業務及び検討業務については、適正な履行期間を確保するため「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援(試行)について」(令和元年12月10日付国技建管第19号)に基づく取組を引き続き推進する。
- ○やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、適切な履行期間の確保を図る。

# 【関東方針】

本省重点方針と同様。

# (参考)

詳細設計や検討業務においては、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第2章積算基準(参考資料)第1節積算基準 1-2 履行期間の算定 により履行期間を算定したうえで、支援ツールを用いて履行期間の算定をすることとしている。

※設計業務等標準積算基準書(参 1-2-3)

※「業務スケジュール管理表」については、「6.業務スケジュール管理表の活用」で記載。

#### 6. 業務スケジュール管理表の活用

- ○測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とし、業務スケジュール管理表の作成、管理を試行する。(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)
- ○初回打合せなどで受発注者間の双方で業務計画の共有を図り、業務スケジュール管理表により管理する。
- ○業務スケジュール管理表の作成及び管理は、原則として受注者が行うものとする。
- ○受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- ○業務スケジュール管理表は、当面の間は「業務スケジュール管理表による設計業務等の履行期間設定支援(試行)について」(令和元年12月10日付国技建管第19号)で通知した、【履行期間設定支援型】又は【検討業務型】の様式を発注者が配布することで作成にかかる受注者の負担軽減を図るものとする。なお、適宜業務内容に応じて受発注者双方が利用しやすい様式に変更することは妨げない。
- ○業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- ○業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】を配布する際には、発注者が想定する履行期間の内訳 について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図る。
- ○また、試行を通じて作成、管理した業務スケジュール管理表や業務内容に応じて新たに作成、管理した スケジュール管理表については、本省への報告を求めるので留意する。報告方法については、別途通知 する。

# 【関東方針】

本省重点方針と同様。

# 🌣 業務スケジュール管理表の活用のポイント

- ・効果として、「業務履行上の課題の明確化」「適正な履行期間の確保」。
- ・測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務が対象。
- ・作成は、受注者が行い、初回打合せ時に提示し、共有する(確定するまで適宜修正)。
- ・様式の配布により、受注者の作成に係る負担軽減を図る。
- ・業務内容に応じ、利用しやすいように様式の変更はOK。
- ・業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】は発注前に発注者が履行期限を設定する際に作成するもので、受注者がゼロから作成するものではないことに留意すること。

#### 7. 履行期限の平準化

- ○対象業務は、測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務(ただし、発注者支援業務等 及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)とする。
- ○年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化を進める。
- ○中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期 50%、下半期 50%を目指すこととし、令和 7 年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、各地整等で目標を設定し、達成に努める。なお、真に必要な業務を除き履行期限が 3 月とならないように配慮する。

第1四半期 15%以上

第 2 四半期 25%以上

第 3 四半期 25%以上

第 4 四半期 35%以下

第1~4 四半期については令和7年度内に完了する業務を対象とする。

また、翌債・国債・平準化国債等については、令和7年度に契約する件数に対する割合が、25%以上となることを目標とする。

- ○業務の実施状況(発注方式、契約日、契約額、履行期間等)について、別途依頼に基づき、報告する。
- ○業務履行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に 繰越手続きを行う。
- ○なお、本取組については国土交通省のみで実施するのではなく、地方ブロック発注者協議会と連携し ながら地域全体で取り組むこととする。

#### 【関東方針】

以下、赤字以外は、本省重点方針と同様。

履行期限の平準化のポイント(令和7年度の取組内容等)

<平準化の対象業務>

100 万円以上の業務 (測量・地質調査・調査設計)

<平準化目標>

·中長期目標 上半期50%、下半期50%

第1四半期 15%以上

第2四半期 25%以上

第3四半期 25%以上

第4四半期 35%以下

翌債・国債等 25%以上

#### <令和7年度の取組>

- 取組1 第2~3四半期に契約する業務は発注前の翌債申請による履行期限の再検討を実施
- 取組2 不調、不落による再公示及び発注時期が遅延する場合、翌債手続きにより適正な履行 期間を確保
- 取組3 繰越業務の工期を変更する必要が生じた場合においても、第4四半期まで履行期限を延伸しない。
- 取組4 国債(ゼロ国債、平準国債)を活用し第4四半期を履行期限にしない。
  - ・改築事業の事業展開における調査・設計業務について、国債を活用した発注を行う。 (国債を活用することにより第4四半期を履行期限としない。)
  - ・検討・対策業務(渋滞対策、治水検討など)は履行期限を年度末にせず、翌年の第1四 半期にとりまとめを行う。
- 取組5 通年業務の履行時期の見直し(平準化国債)
  - ・流量観測、水辺現地調査、動植物調査、道路構造物点検など平準化国債を活用し、4月から3月までの履行期間である業務を、10月から9月までの履行期間とする。

#### 8. 事業促進 PPP 等の活用

- ○災害復旧・復興事業や平常時の大規模事業において、適切なプロジェクトマネジメント(事業監理)を 行うために「事業促進 PPP」を活用することが効果的であるので、必要に応じて活用する。
- ○事業促進 PPP を発注する場合は、「事業促進 PPP に関するガイドライン」(令和 6 年 4 月一部改正※令和 6 年 12 月一部修正)(以下、「PPP ガイドライン」)に則り、各事業の実施段階に応じた受発注者の役割を明確にした上で手続きを実施する。
- ○設計業務等の発注において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札 方式の運用ガイドライン」(令和 5 年 3 月一部改定)により、事業促進 PPP、PM、CM の業務実績を同 種・類似実績として認めることで、受注インセンティブの向上に努める。

# 【関東方針】

以下、赤字以外は、本省重点方針と同様。

- 🍄 PPP 受注のインセンティブ向上の取組のポイント(本省重点方針との違い等)
  - ・事業促進PPP業務の受注制限の緩和
    - →受注制限の対象を「発注者支援業務等」を「調査設計資料作成業務」に限定(緩和)
  - ・事業促進PPP業務の管理技術者で、同種・類似業務の指導実績をマネジメント経験として認定
    - →<u>事業促進PPP業務以外の業務実績が無くても、他の設計業務等に参加可能</u> (PPP業務の業務成績評定点が78点以上の業務)
  - ・事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、「部長・事務所長表彰」 の経験と同等の評価をする
    - →プロポーザル方式で発注する、他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合、「3点」加点。

#### (法律・ガイドライン等)

- ✓ 「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」(令和3年3月一部改正) https://www.mlit.go.jp/tec/content/001397248.pdf
- ✓ 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」 https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

#### 9. 合同現地踏杳

- 〇原則、橋梁、トンネル、河川構造物(樋門・樋管等)、ダム等の大規模構造物に関する詳細設計業務に ついて、合同現地踏査を実施する。
- ○その他の設計業務についても、受発注者間の協議により、受発注者合同の現地踏査が有効な業務においては、積極的に実施する。(受発注者協議により、複数回実施することも可能とする。)
- ○合同現地踏査においては、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い、実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底する。
- ○受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ○地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地踏査等においては、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。
- ○なお、地質リスクは設計段階で適切に評価されることで後工程における手戻りや追加対策等の対応が 容易になり、適切な事業マネジメントが可能となるため、その点について留意する。
- ○「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」(令和2年3月)を参考とされたい。

#### 【関東方針】

以下、赤字以外は、本省重点方針と同様。

- ◇ 合同現地踏査のポイント(本省重点方針との違い等)
  - <対象業務>
    - ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。
  - <地質技術者の参画>
    - ・合同現地踏査及び三者会議に地質技術者を参画させる試行を継続する。

#### (関連通知)

✓ 「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」(令和2年3月) <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08">https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08</a> hh 000681.html

#### 10. 業務環境の改善に向けた取組

- ○「ワンデーレスポンスの実施について」(令和 5 年 4 月 27 日付 事務連絡)に基づき、ウィークリースタンスの取組を実施する。
- ○また、調査・設計等分野における業務環境の改善に向け、「工事現場環境改善実施 要領(案)の策定及び 業務環境改善実施要領(案)の改定について」(令和 5 年 11 月 8 日付 事務連絡)に基づき、ウィーク リースタンスの取組を実施する。
- ○受発注者双方の業務環境の改善による建設生産システムの生産性向上のため、「業務における情報共有システムの活用について」(令和 5 年 2 月 10 日付国技建調第 6 号)により、情報共有システムを活用する。
- ○受発注者間の情報共有の効率化のため、「電子納品保管管理システムの受注者への資料貸与機能の運用開始について」(令和4年10月27日付事務連絡)により、電子納品保管管理システムの受注者への資料貸与機能を適切に活用する。
- ○受発注者双方の事務負担軽減のため、「電子納品保管管理システム入札参加者へ の資料閲覧機能の運用開始について」(令和 5 年 12 月 25 日付 事務連絡)により、入札参加者への資料閲覧機能を適切に活用する。

#### 【関東方針】

以下、赤字以外は、本省重点方針と同様。

- ◇ 業務環境の改善に向けた取組のポイント(本省重点方針との違い等)
  - <ワンデーレスポンスの取組>本省重点方針と同様。
    - ・全て1日で回答する必要は無く、即日回答より回答内容の確実性を重視する。 (共通仕様書「打合せ等」に記載)
  - <工事現場環境改善>
  - <業務環境の改善(ウィークリースタンス)の取組>
    - ・令和3年度より全ての業務(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、発注者 支援業務等)を対象としており、令和3年3月策定の実施要領に基づいて取り組む。
      - ※令和6年度以降も引き続き実施要領を適用
    - ・<u>「マンデー・ノーピリオド」「ウェンズデー・ホーム」「フライデー・ノーリクエスト」「ランチタイム・オーバーファイブ・</u> ノーミーティング」「イブニング・ノーリクエスト」を原則実施。
    - ・<u>実施結果のフォローアップとして、受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課に提出する。</u>
  - <情報共有システム(ASP)の活用の取組>本省重点方針と同様。
    - ・関東での業務での試行は「業務における情報共有システム(ASP)活用の試行について(依頼)」 (R4.7.22 事務連絡)にて試行を開始。<u>R5.4.1~契約締結業務(測量業務、地質調査業務、設計業</u> 務等(発注者支援業務を含む)を対象)にて本格運用を開始。
    - ・令和6年4月1日以降に入札書提出期限日となる業務より、<u>情報共有システムにかかる費用 は間接</u> 測量費または業務管理費または間接原価に含まれる。

#### 11. 設計成果の品質確保

- ○全ての詳細設計業務を対象とし、「詳細設計照査要領」(令和4年3月28日付 国官技第378号)に基づき確実な照査を実施する。
- ○設計業務の成果品納入時において、成果品のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者 自身による報告を原則とすることにより、受注者の照査に対する意識の向上を図る。成果品納入時以 外においても、重要構造物に関する詳細設計業務において、照査技術者自身からの照査報告を積極的 に実施する。
- ○詳細設計における照査体制の強化、いわゆる「赤黄チェック」を適切に運用することで、より一層の成果品の品質向上に努める。
- ○BIM/CIM 活用事業においては、主要構造物において3次元モデルと2次元図面の整合を確認するなど、より一層の成果品の品質向上に努める。
- ○業務成果の納品時においては、受注者より提出される「電子納品等運用ガイドライン【業務編】」(令和 6 年 3 月改定)に基づく「電子納品チェックシステム」によるチェックを通過したことを示す証明書類を確認し、電子納品させることを徹底する。
- ○業務成果品に関して、三者会議等において修正のあった業務、業務完了時に修正指示がなされた業務、 適切な履行がなされなかった業務等については、本省への報告を求めるので留意する。報告方法につ いては、別途通知する。

# 【関東方針】

本省重点方針と同様。

# (法律・ガイドライン等)

✓ 「照査技術者による照査報告」

H23.12.20 付国関整技管第176 号「設計業務における照査の確実な実施に係る取組について」 (設計業務等特記仕様書作成要領(案)に記載済み)

#### ※電子納品関係

- ✓ 「電子納品運用ガイドライン【業務編】」(令和5年3月改定) http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/guide\_d9.pdf
- ✓ 「電子納品チェックシステム」(土木、電通、機械)
  http://www.cals-ed.go.jp/ed\_what/(電子納品チェックシステムの概要)

# 12. 災害時の対応

- 〇災害発生時は、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」(令和5年12月改正)に基づき、災害協定業者と随意契約するなど早期復旧が円滑に進むよう配慮する。
- ○その際、管理技術者の手持ち業務量の制限は考慮しない。
- ○業務を実施する中で当初想定していた業務内容や履行期限を見直す必要が生じた場合には、繰越制度 を適切に活用するなど、引き続き履行期限の平準化に向けた取組を推進する。
- ○見積りを活用した積算を行うなどにより、適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が 締結できるよう努める。
- ○また、被災地域の受注者が業務を実施できないと認められる場合や災害対応業務を優先するため履行中の通常業務の履行が困難と認められる場合は、業務の一時中止措置を講ずるなど受注者の負担軽減に努める。
- ○一時中止措置等に関する意向確認等、業界団体等との意見交換を継続的に実施する。
- ○標準歩掛がないものについては、被災地域外からの応援に対する旅費・宿泊費等も含め、実情を鑑み精 算変更し、応援者に負担をかけないよう配慮する。
- ○「PPP ガイドライン」に基づき災害復旧事業の規模等に応じ、災害時事業促進 PPP を活用する。

# 【関東方針】

本省重点方針と同様。

#### (法律・ガイドライン等)

✓ 「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に対する対応マニュアル」(令和 5 年 12 月 改正)

https://www.mlit.go.jp/tec/content/001412969.pdf

- ✓ 「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」(令和3年3月一部改正)(再掲) https://www.mlit.go.jp/tec/content/001397248.pdf
- ✓ 「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」 https://www.mlit.go.jp/tec/tec\_tk\_000082.html

# 13.BIM/CIM 原則適用

- ○「BIM/CIM 取扱要領」の制定について」(令和7年3月12日付 国官技第502号)及び「「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM 適用に関する実施方針」について」(令和7年3月312日付 国官技第503号)に基づき、適切に実施する。
- ○3 次元モデルに加え、点群データ、GIS など、目的に応じたデータやツールを活用し、建設事業で取り扱う情報を統合管理することで、効率的に事業を進める。

# 【関東方針】

本省重点方針の同様。

# ☆ BIM/CIM 適用に関するポイント

・直轄土木業務・工事の実施に当たっては、「直轄土木業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施 方針」の解説及び実施要領について(令和7年3月24日付事務連絡)等を参照すること。

# (各種基準等)

✓ BIM/CIM 取扱要領(令和7年3月)

https://www.mlit.go.jp/tec/content/001873435.pdf